

マイナ保険証施行に伴う加入医療保険の資格確認方法について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日以降新たに健康保険証が発行されなくなることから、加入医療保険の資格がわかるものについては、以下のいずれかをご持参ください。

- ① 健康保険証・・・申請時点で有効なものに限る※
- ② 資格確認書・・・加入する医療保険の保険者から交付されたもの
- ③ 資格情報のお知らせ・・・加入する医療保険の保険者から交付されたもの
- ④ マイナポータルの資格情報の画面やデータを印字したもの

※健康保険証に有効期限の記載があるものはその期限まで、記載がないものは令和7年12月1日まで有効です。